



Q

レストランを
経営していま

す。人手不足なので学
生アルバイトを雇っ
てを考えています
が、時給はいくら以上
としなければいけま
せんか。

A

鳥取県最低賃
金は今年10月6

日から、時間額738
円に改正されました。
これは県内の事業場
で働くすべての労働
者に支払われる賃金

適用されます。学生
アルバイト、パート
などの働き方や年
齢にかかわらず時
間額738円以上と
していただきます。

なお、最低賃金以
上になっているか
確認する場合に
は①精皆勤手当、
通勤手当、家族
手当②所定労働
時間を超える時
間の労働に對
する賃金(時間
外割増賃金など)
③所定労働日
以外の日の労働
に對する賃金
(休日割増賃
金など)④午後
10時から午前
5時までの間の
労働に對する
賃金(深夜割
増賃金など)⑤
1カ月を超える
期間に對する
賃金(賞与)

鳥取県最低賃金は時間額738円に改正

鳥取県
最低賃金
時間額
738円に!

いらっしゃいませー



与など)⑥臨時に支払
われる賃金(結婚手
当など)―は算入し
ません。また、最低
賃金引き上げに関
する中小企業・小
規模事業者への支
援策として「業務改
善助成金」の制度が
あります。これは
労働生産性向上の
ための設備投資な
どを行い、事業場
内最低賃金を一定
額(30円以上)引き
上げた場合、その
設備投資などの費
用の一部を助成す
るものです。詳し
くは鳥取労働局に
問い合わせくださ
い。

これは労働生産性向

鳥取労働局労働基準部賃金室(最低賃金) 電話 0857-29-1705
雇用環境・均等室(業務改善助成金) 電話 0857-29-1701